

「神戸市運営推進会議運営指針」について

1. 神戸市運営推進会議運営指針(以下「本指針」という。)を策定した背景

○運営推進会議の設置を要する事業

- ・小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(神戸市には事業所なし)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○運営推進会議が法令規定に沿って運営されていない事業所が多い

- ・開催回数
- ・知見を有する者
- ・議題の設定
- ・公表

○法令規定を満たすため、事務負担が増える傾向にある

○事務慣れしていないと、法令規定に沿ったスムーズな運用が難しい

2. 本指針の活用

- ・運営推進会議が法令規定に沿って運営されていない事業所においては、本指針を活用し、運営方法を是正すること。
- ・既に、法令規定に沿って運営推進会議を運営している事業所においては、必須事項を除き、必ずしも本指針に合わせることを要さない。

3. 本指針を活用する際の留意点

○必須事項に注意

- ・議題(運営方針の策定関連，保険外の費用負担関連，法令に基づく事項(活動状況の報告・評価等))
- ・記録の公表(法令により義務づけ)
- ・記録の保管(法令により義務づけ)
- ・神戸市への報告

4. 神戸市への報告

- 毎年4月末までに、前年度の開催状況を報告すること(様式等は資料を参照)
 - ・提出先は神戸市高齢福祉課施設整備係。

5. 神戸市の指導方針

- 今後の神戸市による運営推進会議に係る指導及び助言は、基本的に、本指針に沿って行う。